

解答解説・企業法

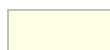
問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題10
4	6	4	2	1	3	2	3	2	5
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
3	4	2	5	6	4	3	5	1	6

必ず得点したい問題



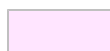
(解説では問題番号に \*\*\* を付しています。)

50%の正答率を確保したい問題



(解説では問題番号に \*\* を付しています。)

得点できなくてもよい問題



(解説では問題番号に \* を付しています。)

想定合格ライン： 68点/100点

$$(\textcircled{0}5\text{点} \times 10 + \textcircled{0}5\text{点} \times 7 \times 50\%) = 67.5 \rightarrow 68\text{点}$$

本試験、お疲れ様でした。

やや難しかったです。いつもより、前半の「必ず得点したい問題」が減り、その分、「50%の正答率を確保したい問題」が増えた印象です。

他の科目が易化したため、企業法だけ「手応えがない」と感じたのではないのでしょうか。

企業法は、ベテラン勢が有利な、時間のかかる科目ですが、条文の読み込みと練習問題を繰り返すことで、安定した得点源にもなる科目です。

**問題 1** 重要性\*\*\*

商業登記に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、小商人については考慮しないものとする。(5点)

ア 個人商人が、その氏又は氏名以外の名称を商号として選定した場合には、当該商号を登記し  
なければならない。

×

商法11条2項

商人は、その商号の登記をすることが「できる」とされ、登記するかは任意である。なお、小商人は、商号を登記することはできない(商法7条)。

イ 個人商人の営業の廃止に伴う商号の譲渡は、登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

○

商法15条2項

商人の商号は、営業とともにする場合又は営業を廃止する場合に限り、譲渡することができる。そして、その商号の譲渡は、登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

ウ 会社法の規定により登記すべき事項は、登記の後であっても、正当な事由によってその登記があることを知らなかった第三者に対抗することができない。

○

会社法908条1項後段

会社法の規定により登記すべき事項は、登記の後であれば、これをもって善意の第三者に対抗することができる。ただし、登記の後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、その第三者に対抗することはできない。

エ 会社は、その本店の所在地における清算終了の登記によって消滅する。

×

会社法476条

清算をする株式会社は、・・・清算が終了するまではなお存続するものとみなす、とされていることから、会社(の権利能力)は、清算の終了によって消滅する。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. **イウ**      5. イエ      6. ウエ

**問題 2** 重要性\*\*

商行為に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、商法の規定を変更し、又は排除する特約はないものとする。(5点)

ア 他人から取得する不動産の供給契約及びその履行のためにする有償取得を目的とする行為は、絶対的商行為である。

×

**商法501条2号**

他人から取得する動産又は有価証券の供給契約及びその履行のためにする有償取得を目的とする行為は、商行為とされる。従って、絶対的商行為とされる投機売却の対象となるのは、動産又は有価証券であって、不動産は含まれない。

イ 商人がその営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合において、その申込みとともに受け取った物品があるときは、その申込みを拒絶したときであっても、その商人の費用をもって

その物品を保管しなければならない。

**商法510条**

商人がその営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合において、その申込みとともに受け取った物品があるときは、その申込みを拒絶したときであっても、申込者の費用をもってその物品を保管しなければならない。

ウ 小商人間において金銭の消費貸借をしたときは、貸主は、法定利息を請求することができる。

○ **商法513条. 商法7条**

商人間において金銭の消費貸借をしたときは、貸主は、法定利息を請求することができる(513)。小商人の排除される規定を列挙する商法7条は、この513条を排除していない。

エ 商行為によって生じた債権を担保するために質権を設定するに際して、質権設定者は、質権者に弁済として質物の所有権を取得させることを約することができる。

○

**商法515条**

民法349条は、「質権設定者は、設定行為又は債務の弁済期前の契約において、質権者に弁済として質物の所有権を取得させ、その他法律に定める方法によらないで質物を処分させることを約することができない。」とされているが、当該規定は、商行為によって生じた債権を担保するために設定した質権には、適用されない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題 3** 重要性\*\*\*

株式会社の設立（会社法第五編「組織変更，合併，会社分割，株式交換及び株式移転」によるものを除く。）に関する次の記述のうち，正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5点）

---

ア 法人は，発起人となることができない。

× このような規定はない。「法人は，取締役になることはできない。」とされているが，「発起人になることができない。」とする規定はない。従って，法人が発起人となって，新たな法人を設立することができる。

---

イ 設立時募集株式の引受人は，その引き受けた設立時募集株式につき，金銭以外の財産を出資することができない。

○

会社法34条1項. 63条1項

発起人は，金銭以外の財産によって出資することができるが，設立時募集株式の引受人には，金銭による出資のみが認められている。

---

ウ 設立時募集株式の引受人は，発起人が定めた設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間内に，発起人が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において，その設立時募集株式の払込金額の全額の払込みをしないときは，当該払込みをすることにより設立時募集株式の株主となる権利を失う。

○

会社法63条3項

発起人が出資の履行をしていない場合、一定の失権手続を経て、株主となる権利を失うことになる。これに対し、設立時募集株式の引受人が払込みをしない場合は、一定の失権手続を経ることなく、設立時募集株式の株主となる権利を当然に失う。

---

エ 株式会社の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは，当該株式会社の設立は，当該株式会社の成立の時に遡ってその効力を失う。

×

会社法839条. 834条1号

会社の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは，当該株式会社の設立は，将来に向かってその効力を失う。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. **イウ**      5. イエ      6. ウエ

**問題 4** 重要性\*\*\*

株式会社の設立に際して発起人が作成する定款に記載し、又は記録しなければならない事項に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

---

ア 株式会社の目的

○ [会社法27条1号](#)

定款の絶対的記載事項は、目的、商号、本店の所在地、設立に際して出資される財産の価額又はその最低額、発起人の氏名又は名称及び住所である。

---

イ 株式会社の資本金の額

× 資本金の額は、登記する必要があるが(911Ⅲ⑤)、定款の絶対的記載事項ではない。

---

ウ 株式会社の本店の所在地

○ [会社法27条3号](#)

定款の絶対的記載事項は、目的、商号、本店の所在地、設立に際して出資される財産の価額又はその最低額、発起人の氏名又は名称及び住所である。

---

エ 株式会社の設立時発行株式の数

× 株式会社の設立時発行株式の数は、登記事項でもなく、定款の絶対的記載事項でもない。

1. アイ      2. [アウ](#)      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題 5** 重要性\*\*

譲渡制限株式に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。  
(5点)

---

ア 株式会社は、一定の場合においては当該株式会社が譲渡制限株式の譲渡による取得を承認したものとみなす旨を定款で定めることができる。

会社法107条2項1号ロ、108条2項4号

---

イ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、公開会社でない株式会社において、当該株式会社の承認を得ずになされた株式の譲渡は、当該譲渡の当事者間においては有効であるが、当該株式会社に対する関係では効力を生じないから、当該株式会社は当該株式の譲渡人を株主として扱う義務がある。

最判昭63. 3. 15

---

ウ 相続により譲渡制限株式を取得した者は、当該株式を取得したことについて株式会社の承認を得なければ、当該株式会社に対して株主名簿の名義書換を請求することができない。

会社法134条ただし書4号

譲渡制限株式を取得することについて会社の承認を得た者のほか、相続により譲渡制限株式を取得した者は、株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

---

エ 譲渡等承認請求をした者は、当該請求に係る譲渡制限株式を指定買取人が買い取る旨の通知を受けた後は、当該株式の売買価格が決定されていない場合に限り、当該請求を撤回することができる。

会社法143条2項

譲渡等承認請求をした者は、当該請求に係る譲渡制限株式を指定買取人が買い取る旨の通知を受けた後は、指定買取人の承諾を得た場合に限り、その請求を撤回することができる。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題 6** 重要性\*

「社債、株式等の振替に関する法律」の適用を受ける振替株式に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 振替株式の譲渡は、振替の申請により、譲受人がその口座（機関口座でないものとする。）における保有欄に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。
- い。

振替法140条

- イ 振替株式の株主は、株主名簿に自己の氏名又は名称及び住所が記載され、又は記録されていなければ、当該振替株式についての少数株主権等を行使することができない。

×

振替法154条1項

振替株式の株主は、個別株主通知がなされなければ、当該振替株式についての少数株主権等を行使することができない。

- ウ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、振替株式の株主が裁判所に対し全部取得条項付種類株式の取得価格決定の申立てをする場合には、その審理が開始されるまでに、個別株主通知がされていることを要する。
- ×

最決平22. 12. 7

振替株式の株主が裁判所に対し全部取得条項付種類株式の取得価格決定の申立てをする場合には、その審理が終結するまでに、個別株主通知がされていることを要する。

- エ 振替株式を発行している会社は、当該株式について株式の併合をしようとするときは、当該株式の併合に関する所定の事項につき、当該株式の株主及びその登録株式質権者に対する会社法上の通知に代えて、公告をしなければならない。
- 

振替法161条2項

1. アイ      2. アウ      3. **アエ**      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題 7** 重要性\*\*

新株予約権に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。  
(5点)

- ア 株式会社は、新株予約権の内容として、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の1株に満たない端数が生ずる場合、これを切り捨てるものとする旨を定めることができる。

会社法236条1項9号

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとするときは、その旨を当該新株予約権の内容としなければならない。

- イ 株式会社は、募集新株予約権を株主以外の者に無償で発行するには、その旨の定款の定めなければならない。

会社法238条1項2号

株式会社は、募集新株予約権を株主以外の者に無償で発行するには、その旨を定めなければならないが、定款の定めまでは要しない。

- ウ 新株予約権者は、株式会社の承諾を得なければ、募集新株予約権の払込金額の全額の払込みに代えて、払込金額に相当する当該株式会社に対する債権をもって相殺することができない。

会社法246条2項

新株予約権者は、株式会社の承諾を得て、払込金額の払込みに代えて、払込金額に相当する金銭以外の財産を給付し、又は当該株式会社に対する債権をもって相殺することができる。

- エ 公開会社が、自己新株予約権を処分する場合に、払込金額が当該自己新株予約権を取得する者に特に有利な金額であるときは、株主総会の特別決議を要する。

規定なし

新株予約権を発行するときは株主総会の特別決議が必要となるが、処分するときは特別な手続規制がない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ



**問題 8** 重要性\*\*\*

株式会社の機関に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

---

ア 監査役会設置会社の取締役は、3人以上でなければならない。

○ 会社法327条1項2号. 331条5項

監査役会設置会社は、取締役会を設置する必要があり、取締役会設置会社の取締役は、3人以上でなければならない。

---

イ 会計参与を置く大会社（公開会社、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、会計監査人を置かないことができる。

×

会社法328条2項

会計参与を設置しているかにかかわらず、大会社は会計監査人を設置しなければならない。

---

ウ 監査等委員会設置会社は、取締役の過半数が社外取締役でなければならない。

×

会社法331条6項. 399の13 V

監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない、とされている。また、監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、一定の事項を除き、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる、とされている。従って、監査等委員会設置会社において、取締役の過半数が社外取締役である必要はない。

---

エ 指名委員会等設置会社は、定款に、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く旨を定めなければならない。

○

会社法326条2項

株式会社は、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等を置く場合には、その旨の定款の定めが必要とされている。

1. アイ      2. アウ      3. **アエ**      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

問題 9 重要性\*\*

株主総会又は株主総会の決議に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとする旨を定めた場合は、株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の全員の同意があるときであっても、招集手続を省略して株主総会を開催することはできない。

会社法300条ただし書

株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、「株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとする旨」又は「株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることとする旨」を定めた場合は、事前に株主総会参考書類等の交付等が必要となるため、必ず、招集手続が必要となる。

- イ 株主が、株主総会において株主総会の目的である事項につき議案を提出するには、当該株主は、1株以上の株式を6箇月前から引き続き保有していなければならない。

×

会社法304条本文

株主は、株主総会において、株主総会の目的である事項につき議案を提出することができることとされており、株式の保有期間についての要件はない。

- ウ 株主が招集した株主総会においては、その決議によって、株式会社の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。

○

会社法316条2項

株主によって招集された株主総会（297）においては、その決議によって、株式会社の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。

- エ 会計参与を解任する株主総会の決議における定足数の要件は、定款の定めによって排除することができる。

×

会社法341条

役員を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行わなければならない。従つて、定款の定めによつても、「3分の1以上の定足数」を排除することができない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題10**

重要性\*\*

取締役及び取締役会に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

---

ア 未成年者は、取締役となることができない。

× 会社法331条1項各号参照

未成年であることは、取締役の欠格事由とされていない。

---

イ 破産者であって復権を得ていない者も、取締役となることができる。

○ 会社法331条1項各号参照

破産者であって復権を得ていないことは、取締役の欠格事由とされていない。

---

ウ 取締役会の決議に参加した取締役が、その議事録に異議をとどめなかったときは、当該取締役は当該決議に賛成したものとみなされる。

×

会社法369条5項

取締役会の決議に参加した取締役であって取締役会の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

---

エ 監査役が監査役設置会社に対して負う損害賠償責任について、当該会社が当該監査役に対して訴えを提起する場合、当該会社を代表するのは、代表取締役である。

○

会社法349条4項

代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。なお、取締役が監査役設置会社に対して負う損害賠償責任について、当該会社が当該取締役に對して訴えを提起する場合、当該会社を代表するのは、監査役である (386 I ①)。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. **イエ**      6. ウエ

**問題11**

重要性\*\*\*

監査役に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査役が費用の前払を株式会社に請求する場合には、当該監査役は、当該費用が監査に必要な費用であることを証明する必要はない。

○

## 会社法388条

監査役がその職務の執行について監査役設置会社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監査役設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一 費用の前払の請求

イ 監査役会設置会社において、特別取締役による議決の定めがある場合、監査役会は、その決議により、監査役の中から特別取締役による取締役会に出席すべき監査役を選定しなければならない。

×

## 会社法383条1項

監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし、監査役が二人以上ある場合において、第373条第1項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは、監査役の互選によって、監査役の中から特に同条第2項の取締役会に出席する監査役を定めることができる。

ウ 監査役会設置会社でない監査役設置会社において、監査役が2人以上ある場合、監査役は、全員が共同して監査報告を作成しなければならない。

×

## 会社法381条1項

監査役は、取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

エ 監査役設置会社が会計監査人設置会社である場合、監査役はその職務を行うために必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

○

## 会社法397条

監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

1. アイ      2. アウ      3. **アエ**      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

問題12 重要性\*\*

指名委員会等設置会社に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 取締役を兼ねていない執行役と指名委員会等設置会社との間の取引によって当該指名委員会等設置会社に損害が生じたときは、当該取引を承認する取締役会の決議に賛成した取締役は、  
× 任務を懈怠したものと推定される。

会社法423条3項

第356条第1項第2号又は第3号の取引（競業及び利益相反取引）によって株式会社に損害が生じたときは、次に掲げる取締役又は執行役は、その任務を怠ったものと推定する。

三 当該取引に関する取締役会の承認の決議に賛成した取締役（指名委員会等設置会社においては、当該取引が指名委員会等設置会社と取締役との間の取引又は指名委員会等設置会社と取締役との利益が相反する取引である場合に限る。）

- イ 定款で定めた執行役の員数が欠けた場合、裁判所は必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時執行役の職務を行うべき者を選任することができる。

○

会社法401条3項 → 403条3項 執行役に準用

前項に規定（各委員会の委員の欠員）する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時委員の職務を行うべき者を選任することができる。

- ウ 取締役会は、社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項の決定を執行役に委任することができる。

○

会社法416条4項参照

→ 社債の募集事項の決定は執行役に委任できない事項に含まれない

- エ 監査委員は、取締役が株主総会に提出しようとする議案が法令又は定款に違反すると認めるときは、その旨を株主総会に報告しなければならない。

×

会社法399条の5

監査等委員は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものについて法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その旨を株主総会に報告しなければならない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. **イウ**      5. イエ      6. ウエ

**問題13**

重要性\*

株式会社の会計帳簿等に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

---

ア 会計帳簿等の閲覧謄写請求の理由は、具体的に記載されなければならないが、その記載された請求の理由を基礎づける事実が客観的に存在することについての立証は要しない。

最判平16.7.1.

---

イ 株式の譲渡につき定款で制限を設けている株式会社において、その有する株式を他に譲渡しようとする株主が、当該株式の適正な価格を算定する目的でした会計帳簿等の閲覧謄写請求は、  
× 特段の事情が存しない限り、株主等の権利の確保又は行使に関して調査をするために行われたものとは認められない。

最判平16.7.1.

上記会計帳簿等の閲覧謄写請求は、株主等の権利の確保又は行使に関して調査以外の目的で行われたもの(会社法433条2項1号)とは認められない。

---

ウ 株主が会計帳簿等の閲覧を請求するため株式会社に提出した書面に、「会社財産が適正妥当に運用されているかどうかにつき、会計帳簿等を閲覧したい」と記載されている場合は、当該  
 請求は、理由を具体的に記載してされたものとはいえない。

最判平2.11.8.

閲覧目的、閲覧させるべき会計帳簿の範囲、これに関する資料の範囲を会社が認識できる程度に具体的に示す必要がある。

---

エ 株式会社の会計帳簿等の閲覧謄写請求をした株主が、当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営むものであることを理由として当該請求につき拒絶事由があるというためには、当該株主が当該株式会社と競業をなす者であるなどの客観的事実が認められるのみでは足りず、当該株主に会計帳簿等の閲覧謄写によって知り得る情報を自己の競業に利用するなどの主観的意図があることを要する。

最判平21.1.15.

実質的に競争関係にあるとは、株主が当該株式会社と競業をなす者であるなどの客観的事実が認められれば足り、当該株主に会計帳簿等の閲覧謄写によって知り得る情報を自己の競業に利用するなどの主観的意図があることを要しない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題14**

重要性\*\*\*

株式会社の資本金、準備金及び剰余金に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、募集事項として、募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みにより増加する資本金及び資本準備金に関する事項を定めなければならない。

## 会社法236条1項

株式会社が新株予約権を発行するときは、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならない。

五 当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- イ 株式会社が自己株式の消却をする場合には、自己株式の消却後のその他資本剰余金の額は、当該自己株式の消却の直前の当該額から当該消却する自己株式の帳簿価額を減じて得た額となる。

## 会社計算規則24条2項3項

- ウ 株式会社が剰余金の配当をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当をする日における分配可能額に10分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない。

## 会社法445条4項

剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に十分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金（以下「準備金」と総称する。）として計上しなければならない。

- エ 取締役会設置会社は、株式の発行と同時に資本金の額を減少する場合において、当該資本金の額の減少の効力が生ずる日後の資本金の額が当該日前の資本金の額を下回らないときは、当該資本金の額の減少に関する事項を取締役会の決議によって定めなければならない。

## 会社法447条3項

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題15**

重要性\*\*

持分会社に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、定款に別段の定めはないものとする。(5点)

---

ア 法人は、持分会社の業務を執行する社員となることができない。

×

会社法598条（法人が業務を執行する社員である場合の特則）参照

→ 法人も持分会社の業務を執行する社員となることができる。

---

イ 持分会社は、社員が2人以上ある場合には、当該持分会社の業務を執行する社員を定款で定めなければならない。

×

会社法590条1項

社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、持分会社の業務を執行する。

---

ウ 持分の全部を他人に譲渡した社員は、その旨の登記をする前に生じた持分会社の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。

○

会社法586条1項

---

エ 合名会社の社員でない者が自己を当該合名会社の社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて当該合名会社と取引をした者に対し、当該合名会社の社員と同一の責任を負う。

○

会社法589条1項

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ



**問題16**

重要性\*\*\*

社債に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、会社法の規定を変更し、又は排除する定款の定めはないものとする。(5点)

---

ア 純資産額が300万円を下回る株式会社は、無担保社債を発行することができない。

×

規定無し

---

イ 合名会社は、社債を発行することができる。

○ **会社法2条**

二十三 社債 この法律の規定により会社が行う割当てにより発生する当該会社を債務者とする金銭債権であつて、第676条各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。

---

ウ 社債管理者は、社債権者のために社債に係る債権の実現を保全するために必要な裁判上の行為をする権限を有する。

○

**会社法705条1項**

---

エ 取締役会設置会社でない株式会社においては、社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項の決定は、株主総会の特別決議によらなければならない。

×

**会社法348条1項2項参照**

→ 社債の募集事項の決定は会社の業務の執行であり、取締役が決定する。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. **イウ**      5. イエ      6. ウエ

**問題17**

重要性\*

組織再編における債権者の異議手続に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 株式会社が吸収分割をする場合、吸収分割後に吸収分割株式会社に対して債務の履行を請求することができない吸収分割株式会社の全ての債権者は、当該吸収分割株式会社に対し、所定の期間内に当該吸収分割について異議を述べることができる。

**会社法789条1項**

- イ 株式会社が株式交換をする場合、株式交換完全親株式会社の全ての債権者は、当該株式交換完全親株式会社に対し、当該株式交換について異議を述べることができない。

×

**会社法799条1項**

次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める債権者は、存続株式会社等に対し、吸収合併等について異議を述べることができる。

三 株式交換をする場合において、株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合又は第768条第1項第4号ハに規定する場合 株式交換完全親株式会社の債権者

- ウ 株式会社が新設分割をする場合、新設分割後に新設分割株式会社に対して債務の履行を請求することができる新設分割株式会社の全ての債権者は、当該新設分割株式会社に対し、当該新設分割について異議を述べることができない。

**会社法810条1項**

次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める債権者は、消滅株式会社等に対し、新設合併等について異議を述べることができる。

二 新設分割をする場合 新設分割後新設分割株式会社に対して債務の履行（当該債務の保証人として新設分割設立会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。）を請求することができない新設分割株式会社の債権者（第763条第1項第12号又は第765条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、新設分割株式会社の債権者）

- エ 株式会社が株式移転をする場合、株式移転計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、当該新株予約権付社債についての全ての社債権者は、当該株式移転完全子会社に対し、所定の期間内に当該株式移転について異議を述べることができる。

**会社法810条1項3号**

1. アイ      2. アウ      3. **アエ**      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題18**

重要性\*\*\*

組織再編，株式等売渡請求及び事業譲渡に関する次の記述のうち，正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

---

ア 吸収合併の無効は，吸収合併消滅株式会社又は吸収合併存続株式会社が公開会社でない場合は，当該吸収合併の効力が生じた日から1年以内に，訴えをもってのみ主張することができる。

×

**会社法828条1項**

次の各号に掲げる行為の無効は，当該各号に定める期間に，訴えをもってのみ主張することができる。

七 会社の吸収合併 吸収合併の効力が生じた日から六箇月以内

---

イ 株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得の無効は，対象会社が公開会社でない場合は，取得日から1年以内に，訴えをもってのみ主張することができる。

○

**会社法846条の2第1項**

---

ウ 株式会社間で事業の全部の譲渡がされた場合，当該事業の全部の譲渡の無効は，当該事業の全部の譲渡の効力が生じた日から6箇月以内に，訴えをもってのみ主張することができる。

×

事業譲渡は組織法上の行為ではないため，会社法上，特別の訴えの制度は設けられていない。

---

エ 吸収分割の無効は，当該吸収分割の効力が生じた日から6箇月以内に，訴えをもってのみ主張することができる。

○

**会社法828条1項**

次の各号に掲げる行為の無効は，当該各号に定める期間に，訴えをもってのみ主張することができる。

九 会社の吸収分割 吸収分割の効力が生じた日から六箇月以内

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. **イエ**      6. ウエ

**問題19**

重要性\*\*\*

金融商品取引法上の目論見書に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 発行者又は有価証券の売出しをする者は、その募集又は売出しにつき内閣総理大臣に募集又は売出しの届出をしなければならない有価証券について、当該届出がその効力を生じているのでなければ、目論見書の交付の有無にかかわらず、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けることはできない。

**金商法15条1項**

- イ 有価証券の売出しをする者は、既に開示された有価証券を売出しにより適格機関投資家に取得させる場合には、当該適格機関投資家から交付の請求があった場合を除き、目論見書を交付することを要しない。

**金商法15条2項**

- ウ 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、目論見書を公衆の縦覧に供しなければならない。

×

**金商法2条10項参照**

目論見書は直接開示書類であり、公衆の縦覧に供する必要はない。

- エ 目論見書の交付義務に違反して有価証券を取得させた者が当該有価証券の取得者に対して負う損害賠償の額は、当該取得者が当該有価証券の取得について支払った額から損害賠償を請求する時における市場価額（市場価額がないときは、その時における処分推定価額）を控除した額と推定される。

×

**金商法16条**

前条の規定に違反して有価証券を取得させた者は、これを取得した者に対し当該違反行為に因り生じた損害を賠償する責に任ずる。

**金商法19条（虚偽記載のある届出書の届出者等の賠償責任額）**

前条の規定により賠償の責めに任ずべき額は、請求権者が当該有価証券の取得について支払った額から次の各号の一に掲げる額を控除した額とする。

- 一 前条の規定により損害賠償を請求する時における市場価額（市場価額がないときは、その時における処分推定価額）
- 二 前号の時前に当該有価証券を処分した場合においては、その処分価額

1. **アイ**
2. アウ
3. アエ
4. イウ
5. イエ
6. ウエ

**問題20**

重要性\*\*\*

金融商品取引法上の次の有価証券のうち、公開買付けの対象となることがあるものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

---

ア 国債証券

×

金商法27条の2第1項

その株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で政令で定めるもの（株券等）について有価証券報告書を提出しなければならない発行者又は特定上場有価証券（流通状況がこれに準ずるものとして政令で定めるものを含み、株券等に限る。）の発行者の株券等につき、当該発行者以外の者が行う買付け等であつて次のいずれかに該当するものは、公開買付けによらなければならない。

---

イ 特定電子記録債権

×

金商法27条の2第1項

---

ウ 株券

○

金商法27条の2第1項

---

エ 新株予約権証券

○

金商法27条の2第1項

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ